

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和7年 3月議会 議案 第24号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	旅費について、交通費及び宿泊費を実費とするとともに、日当を廃止し、宿泊手当を支給するものです。	令和7年 3月議会 議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の旅費に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市職員の育児休業等に関する条例及び松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	ファミリーシップ制度を利用する職員に係る勤務時間制度等を定めるものです。	令和7年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の勤務時間制度等に関するものであり、 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当 しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
4	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	いじめ問題調査委員会委員及び学校運営協議会委員の報酬額を定めるものです。	令和7年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤職員の報酬に関するものであり、実施 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	学校教育課 089-948-6589
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
5	松山市いじめ問題調査委員会条例	教育委員会にいじめ問題調査委員会を設置するものです。	令和7年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	学校教育課 089-948-6589
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市教育支援センター条例の一部を改正する条例	不登校支援に係る社会情勢の変化に伴い、条例中の文言を適切な表現とするものです。	令和7年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 文言の表現に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	教育支援 センター事務所 089-943-3234
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市消防団条例等の一部を改正する条例	刑法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和7年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため（実施要綱第3条第2項第1号に該当）	人事課 089-948-6217 文書法制課 089-948-6865 地域消防推進課 089-926-9232 環境指導課 089-948-6443 建築指導課 089-948-6506 中央市場課 089-924-2311 水産市場課 089-951-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
8	松山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い非常勤消防団員に係る退職報償金に勤務年数35年以上の区分を定めるとともに、刑法の改正に伴い所要の規定の整備を図るものです。	令和7年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤消防団員に係る退職報償金に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域消防推進課 089-926-9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	内閣府令・厚生労働省令の改正に伴い、就労選択支援に関する運営等の基準を定めるものです。	令和7年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	R6.11.15 ～ R6.12.16	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様にご意見を聴きました。	指導監査課 089-948-6428
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	20歳に達した日以後も医療費の助成の対象となるひとり親家庭の児童等に、専修学校等に引き続き就学している者等を加えるものです。	令和7年 3月議会 議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 医療費の助成の対象の拡大に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	子育て支援課 089-948-6409
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の改正に伴い、妊婦のための支援給付に関する報告をしない者等に係る過料の規定を整備するものです。	令和7年 3月議会 議案 第34号	パブリック コメント	R6.11.26 ～ R6.12.25	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様にご意見を聴きました。	すくすく支援課 089-911-1851
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
12	松山市下水道条例の一部を改正する条例	排水設備工事を行う指定工事店の指定要件を緩和するものです。	令和7年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 指定工事店の指定要件の緩和に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	給排水設備課 089-948-6977
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市手数料条例の一部を改正する条例	住宅用途の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料等を徴収するとともに、建築物に関する確認申請及び計画通知手数料等の適正化を図るものです。	令和7年 3月議会 議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築指導課 089-948-6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
14	松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例	企業立地促進に係る奨励措置を拡充するものです。	令和7年 3月議会 議案 第37号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 企業立地促進に係る奨励措置の拡充に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	企業立地・ 産業創出課 089-948-6552
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
15	松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	建替予定の南グリーンセンターの区域に関し、緑地面積率及び環境施設面積率の基準を緩和するものです。	令和7年 3月議会 議案 第38号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 緑地面積率及び環境施設面積率の基準の緩和に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	企業立地・ 産業創出課 089-948-6552
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
16	松山市道後温泉事業施設の 設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	道後温泉本館、道後温泉別館及び 椿の湯について共通で利用できる 入浴券を設けるものです。	令和7年 3月議会 議案 第39号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 使用料の徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道後温泉事務所 089-921-5144
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を
どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。